

NO.06

みんなのでつくりの  
まちづくりの  
基本ルール

自治振興課自治振興係  
☎0824-73-1209



まちづくり基本条例(仮称)の  
最終報告書が市へ提出



滝口市長へ最終報告書を手渡す野原委員長(中央)と  
山内文雄副委員長(右)

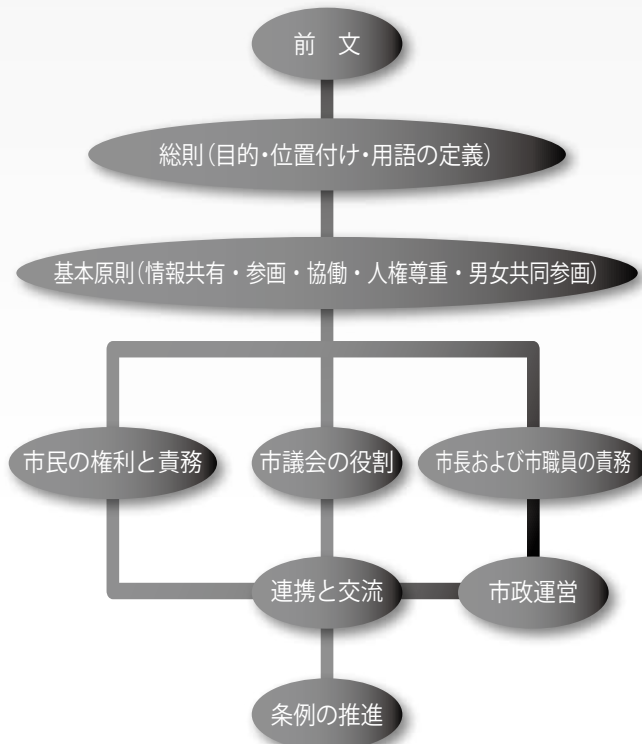
まちづくり基本条例(仮称)素案の最終報告書が3月30日、策定委員会から滝口季彦市長へ提出されました。

野原建一策定委員長は「条例のあり方について行政や議会はもちろん、できるだけ多くの市民へ議論いただきたい。また、この条例の制定が“市民が主役のまちづくり”の原動力となることを期待しています」と述べました。

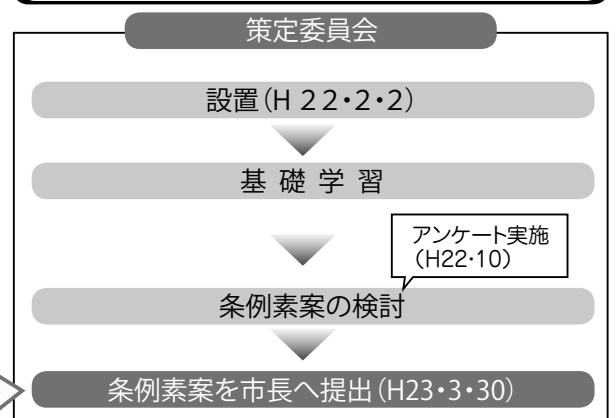
この最終報告書は、条例素案、アンケート調査結果、策定の経過、策定委員会名簿などで構成されており、市ホームページや自治振興課、各支所自治振興係で閲覧が可能です。

今後は、この条例素案をもとに市民の皆さんと意見交換をしながら、条例制定に向けた取り組みを進めていきます。

条例素案の構成



条例が制定されるまでの道のり



行政

条例素案をもとに条例案の作成

- ▽ ○シンポジウム
- ▽ ○自治振興区などとの意見交換
- ▽ ○パブリックコメント

議会へ提案

条例制定